

鳥取労働局長によるベストプラクティス企業訪問

鳥取労働局長（石田聡）は、令和3年11月15日（月）、時間外労働等の働き方改革に積極的に取り組んでいる「社会福祉法人あすなる会（鳥取市川端4-115）」をベストプラクティス企業に選定し、企業訪問として、法人の取組を伺った後、理事長との意見交換・職場見学を行いました。

1 取組の概要

(1) 長時間労働の削減

- 施設ごとに月1回以上のノー残業デーの設定。ノー残業デーには、朝礼や掲示板で周知し、緊急対応がある場合を除き概ね実施できている状況にある。
- 従来、所定時間外に実施していた業務ミーティングを所定時間内に実施。勤務表への組入れ、チームミーティングを2回に分けるなど分散して実施している。
- タブレット等のIT機器を導入し、作業時間を短縮。ケース記録の記録・閲覧時の時間短縮、体温や血圧の自動記録などIT機器の導入により作業効率化が図られた。
- オンライン会議室を積極的に実施し、施設間の移動時間を削減。感染症対策の一環として取り入れたが、結果として移動時間の削減や複数の職員が施設内で会議に参加しやすくなった。

(2) 休暇制度の充実

- 年次有給休暇について、入社時に前倒し付与し、時間単位での取得も可能。年次有給休暇の取得促進について、独自のチラシを作成して、職場内で周知している。
- 特別有給休暇制度として、勤続15年で3日、25年で5日、35年で5日の連続休暇を付与。

(3) その他取組等

- 女性の活躍推進に積極的に取り組み、中国地方初の「プラチナえるぼし」認定。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による学校休業の場合、子供との同伴出勤が可能。
- 労働者に働き方改革に関するアンケートを実施し、職場環境改善に努めている。

2 取組実績

- 時間外労働時間：3時間（令和2年度の月平均・1人当たり）
- 女性の管理職に占める割合：58.8%（令和3年4月1日現在）

3 労働局長のコメント

社会福祉事業は人手不足の業界である中、法人として単に労働基準関係法令を遵守するだけでなく、働き方改革について積極的に取り組まれています。特に、職場環境をより良くするために、職場内で働き方改革に関するアンケートを実施し、職員の意見を聞いた上で働きやすい職場づくりを進める取組は非常に評価されるべきものと考えています。

また、採用後に定着しやすい職場環境を目指されており、「人を大切にする」姿勢は共感できるものがあります。今後も地域の模範となるような働きやすい職場づくりに取り組んでいただきたいと思います。

企業訪問の様子



法人の皆様と局長

働き方改革の取組内容について説明いただきました。



職場訪問もさせていただきました。



働き方改革について意見交換を行いました。



長時間労働削減対策だけでなく、腰痛予防対策などにも積極的に取り組まれていました。



業務効率化のためのIT機器の導入について説明がありました。

